

報道関係者 各位

職員の懲戒処分について

大東市では令和8年6月25 日付けで、次のとおり懲戒処分を行いました。

1. 被処分者①及び処分内容①

所 属	役 職	氏 名	年 齢	処分内容
都市経営部 市営住宅管理課	主査	佐野 公彦	48歳	懲戒免職

2. 事案の概要

市営住宅の維持管理・修繕業務に関し、有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、特定の業者から複数回にわたり、折りたたみ自転車等の物品(約17万円相当)の賄賂を収受したものの。

3. 被処分者②及び処分内容②

所 属	役 職	氏 名	年 齢	処分内容
都市経営部 市営住宅管理課	課長補佐	石田 壽彦	49歳	懲戒免職

4. 事案の概要

市営住宅の維持管理・修繕業務に関し、有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、特定の業者から複数回にわたり、飲食接待及びタクシー代(合計約30万円相当)の賄賂を収受したものの。

5. 市長コメント

本市職員の収賄事案に関しまして、本日付けで懲戒免職処分といたしました。

職員がこのような事案を起こしたことは、法を守るべき立場にある公務員としてあるまじきことであり、市民の皆様の信頼を著しく失墜させましたことに対しまして、改めて深くお詫び申し上げます。

市としましては、二度とこのようなことが起こらないよう、職員の服務規律と公務員倫理の徹底を図るとともに、再発防止策の検討を行っており、引き続き、市民の皆様の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

※懲戒免職のため、退職手当は支給されません。